

福井県生涯学習センター  
戸澤 隆雄様

2013年5月21日

友愛塾 県民講師  
渡利 與一郎

## 要 請 書

2013年5月11日より開催された、平成25年度 友愛塾 No.2「ボランティア活動から得たもの～非営利活動と公共性～（計4回）」について、2回目以降の残り3回の講座を中止にする旨、5月15日に戸澤さんより電話にて連絡を受けました。

1回目の講座を終えた後、5月14日に戸澤さんから電話をいただき、次回開催に向けたすり合わせをしました。確認した内容は、「当方と受講者とのやり取りを入れること（1回目は当方の不手際もあり、講座の目的である本質観取ができなかった）」、「5月18日は戸澤さんが出席すること」の2点であり、次回講座で修正すべき点をお互い了解しました。

双方が納得したと思っていたところ、翌15日に戸澤さんより、電話にて突然の中止命令を受けたので、信じられない思いでした。その際、確認できたことは、上司からの指示による中止だということです。

中止の理由について、戸澤さんと15～16日に電話にてやり取りをいたしました。が、到底納得できるものでありませんでした。また友愛塾としてでなく、「生活学習館の施設利用として、有料で部屋を貸す（そして講座を行う）」という一方的な通告・提案についても、受け入れがたい状態のまま、期日も迫っており、ゲスト講師（福井県外からの方を含む）など関係者への対応に追われました。

15日に戸澤さんよりメールにて連絡を受けた中止の理由は、「県民講師による学習講座（友愛塾）」運営要項 第9条（2）「『県民講師』の言動が『友愛塾』の講師としてふさわしくないと判断され、かつ指導による改善がみとめられないとき」に抵触する、というものです。しかし、上記の通り、振り返ってみても何が今回の事態を引き起こしたのか、まったく理解できません。

今回の突然の中止通告は、ゲスト講師などと当方の信頼関係に大きな傷をつけるものであり、今後の当方のボランティア活動にも影響を与えることも考えられ、大変憂慮しています。実際、18日に講座を受講するために、県外から来られた方もおられ、知り合う可能性のある方との関係も失われています。具体的にどういった点が問題であったのか、自ら検証し関係者等に説明する責任が当方にはあります。

以上の理由から、上記の時系列に沿って、お互いに確認したことおよび中止の理由を具体的に列挙し、文書にて説明してくださるよう要請します。